

学校法人清泉女学院行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和2年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和3年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和2年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和3年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和3年10月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う